

琉球大学学術リポジトリ

清原宣賢の経学 ―古注の護持と新注の受容

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2010-04-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 水上, 雅晴, Mizukami, Masaharu メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/16489

清原宣賢の經学—古注の護持と新注の受容

水上 雅晴*

Qingyuan Xuanxian's Study of Confucian Classics :
Between Adherence to Old Annotations and Reception of New Annotations

MIZUKAMI Masaharu*

一、前言

江戸時代に入って書物が版本の形で流通するのが一般的になるまでは、儒家の經典は基本的に抄本の形で伝えられた。日本国内におけるその伝存状況を知ることは、近世以前の經学の傾向を把握する一助になる。その観点から参考になるのが阿部隆一「本邦現存漢籍古写本類所在略目録」¹であり、そこには、391点に上る諸經の抄本が著録されている。この目録に即して、經注本・正義本・新注本、あるいは完本・不全本の別を問わず、經書ごとに伝存点数を掲げると以下の通りである。

易 (52)、書 (32)、詩 (27)、礼 (15)、春秋 (17)、孝經 (82)、大学 (13)、中庸 (14)、論語 (119)、孟子 (19)、爾雅 (1)。

これを見ると、『孝經』と『論語』の伝存数が他を圧していることが看取される。『古事記』の応神天皇十六年 (285) 条に、百濟国の和邇吉師によって『論語』10巻が日本に伝えられたことが記されている通り、日本における『論語』伝承の歴史は古い。『孝經』は、天平宝字元年 (757) に公布された「養老律令」の中で、『論語』と並んで学生必修の書とされている。² このように經書抄本の伝存数には、日本における学習状況が反映している。

阿部氏の目録を調べると、別の事情も浮かび上がってくる。すなわち、上に掲げた經書抄本の書写者や旧蔵者に着目すると、全391点の中、少なくとも108点が清原家に由来するのである。清原家は、中原家と並んで明經博士家として国立の教学機関である大学寮において博士の地位を世襲し、經書の講義を長きにわたって掌ったことによって培われた権威、それに家の中で秘伝として守り続けた經説によって日本中世期の經学に絶大な影響を与えた。中原家の經学関係書は殆ど残っていないため、中世經学における主要な内容を知ろうとするならば、おのずと清原家の經学関係書を基本資料とすることになる。清原家の經学関係書は、經注に訓点を附した点本、それに經書の講義ノートである抄物の二種類が残っており、その両方を併せ見なくてはその經学の実相を捉えることができない。この点については、先行研究を踏まえながら既に前稿「清原家の『論語』解釈—清原宣賢を中心に」³の中で論じた。

前稿は『論語』の解釈に焦点を当てており、他の經書に対する解釈については論じていない。清原家

* 琉球大学教育学部

¹ 『阿部隆一著作集』第1巻・宋元版篇 (汲古書院、1993年) 所収。

² 『養老令』巻4「学令」第4条 (日本思想大系3、井上光貞ほか校注『律令』263頁、岩波書店、1976年) に、学業に関する規定が以下のように記されている。

凡礼記・左伝、各為大經。毛詩・周礼・儀礼、各為中經。周易・尚書、各為小經。通二經者、大經内通一經、小經内通一經、若中經即併通兩經。其通三經者、大經・中經・小經、各通一經。通五經者、大經並通。孝經・論語、皆須兼通。

³ 『北海道大学文学研究科紀要』第125号 (2008年6月。http://hdl.handle.net/2115/33914) 所収。

の経学に対するこれまでの研究の多くは、関連資料が多く残っている『論語』を中心とする四書学に関わるものに集中していると言える。⁴ そのため中世における四書学に関しては実態解明が或る程度進んでいるが、清原家の経学関係書は四書にとどまるわけではなく、その経学の全貌を把握するには、他の経学関係書に対しても考察を進める必要がある。そこで本稿では、清原家の経学関係書の中、主に五経の範疇に属するものを材料にして、五経全体および個々の経書に対する解釈の実態解明を目指すことにする。

ただ、清原家といっても、現存する経学関係資料は清原宣賢（1475-1550）に関連する資料が大半を占めるので、実際には宣賢にまつわる文献が考察の主要な材料になる。「宣賢以後の経学は、室町時代、全て宣賢の説に基づくと言うも過言ではないほどである」⁵ と評する論者もいる通り、中世後期の経学に対する宣賢の影響は絶大なので、宣賢の経学に対して考察を進めることは、日本中世における経学の主要な部分の一つの解明につながる。

清原家の経学関係書について言うと、江戸に入ってから清原から改称した舟橋家所蔵の清原家旧蔵書の多くが京都大学附属図書館に寄贈・贈与され、そのコレクションが「清家文庫」として別蔵されている。清家文庫の学術上の価値について、木田章義氏は次のように述べている。

清原家の集積した図書は、一度、応仁の乱で焼けてしまうが、宣賢は書写に努め、家学を再興したが、その過程で作られ、集められた書籍は、明治になってから、京都大学附属図書館に寄贈され、「清家文庫」として収蔵されている。「清家文庫」によって、平安中期以来の、朝廷の学問の体系を復原することが可能なほどで、まことに貴重なことと云うべきである。⁶

本稿を著すに際し、この清家文庫にて実施した文献調査の成果と京都大学電子図書館が公開している「清家文庫」本の電子画像（<http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/seike/index.html>）を主に利用した。なお、清原家の経学全般に関しては、足利衍述氏や和島芳男氏⁷などのすぐれた研究があるが、検討を加えるべき点は少なくない。本稿はこれらの先行研究を踏まえつつ、清原家の経学の全体像を把握することを目指す初歩的な試みと位置づけられる。

二、清原家における経書の枠組み

清原家の経学の全体を構成する枠組みについては、これまで注意が払われて来なかったが、まずこの点を考えてみたい。考察の参考になる材料として、宣賢筆『大学章句抄』（請求番号：01-66/夕/03）冒頭部の以下の記述が挙げられる。

マツ明経ノ儒者ト申ハ、十三経ヲ本トスル家ソ。十三経ト云ハ、五経ニ公羊・穀梁ヲ加テ七経ソ。又周礼・儀礼ヲ加テ九経ソ。又侖吾・孝経ヲ加テ十一経ソ。又荘子・老子ヲ加テ十三経ト云也。是明経ノ書也。

ここに示されている経書の枠組みは、途中の「九経」までの説明が、『令集解』巻3、職員令「図書寮、

⁴ 清原家の四書学全般に関しては、大江文城『本邦四書訓点並に注解の史的研究』第1篇（関書院、1935年）、阿部隆一「本邦中世に於ける大学中庸の講誦伝流について—学庸の古鈔本並に邦人撰述注釈書より見たる—」（『斯道文庫論叢』第1輯、慶応義塾大学附属研究所斯道文庫、1962年3月）、同氏「室町以前邦人撰述論語孟子注釈書（上）」（『斯道文庫論集』第2輯、1963年3月）、同氏「室町以前邦人撰述論語孟子注釈書（下）」（『斯道文庫論集』第3輯、1964年3月）等が代表的な研究として挙げられる。

⁵ 高橋智『室町時代古抄本『論語集解』の研究』90頁（汲古書院、2008年）。

⁶ 木田章義「解説」718頁（京都大学文学部国語学国文学研究室編『林宗二・林宗和自筆 毛詩抄』、臨川書店、2005年）。

⁷ 足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』（有明書房、1970年）。和島芳男『中世の儒学』（吉川弘文館、1996年）、特に第1章第4節「博士家とその家学」・第3章第4節「清家学の展開」。また、同氏「清家の点本とその家学（上）」（『論集』第9巻第3号、神戸女学院大学、1963年2月）、「清家の点本とその家学（下）」（『論集』第10巻第1号、1963年6月）。

頭一人、掌経籍・図書」条所引「令釈」に「今五経者、周易・尚書・毛詩・春秋左氏伝・礼記。加周礼・儀礼、謂之七経。加公羊伝・穀梁伝、謂之九経」とある規定と重なっている。⁸『令集解』は、天平宝字元年（757）に施行された『養老律令』の注釈書であり、九世紀後半（868年頃）に編纂されたものである。また、「十一経」を構成する諸経は、大学寮における必読文献として『養老律令』の学令において規定されているものであり、それはまた『新唐書』巻44「選挙志上」所掲の学令にて規定されているものと重なっている。⁹ 大学寮は、唐の律令制に範を取って国家体制が整備された奈良時代（710-84）に設立されたものであり、その教育カリキュラムも唐の制度を基本的に踏襲するものであった。その大学寮において経書の講義を担当しつづけた清原家の経学は、当然ながら、政府が規定する経書の枠組みを踏襲しており、それは同時に唐代の経書の枠組みを襲用していた。

ところで、『養老律令』にしる『令集解』にしる、『莊子』『老子』を経書の範疇に取り込むことはしていないが、陸徳明『經典釈文』は両書を「經典」として収録しており、清原家の経書の枠組みは『釈文』の枠組みと一番よく重なっている。ただし、老荘に関しては、大学寮で講義が実施されたことはなく、清原家の加点本もないから、実際には清原家の経学を構成するものであったとは言い難い。しかし、清家文庫には宣賢が著した抄物『老子経抄』（請求番号：1-67/0/1）が収蔵されているから、大学寮が安元三年（1177）に焼失し、清原家の主要な活動が学外での講義に転換した後、時には老荘の講義をすることもあったようである。

清原家の経書の枠組みの前提となっていた中国における経書の枠組みは、永続するものではなかった。朱子学の出現と発展は「四書」という新たな枠組みをもたらし、その影響は当然ながら清原家にも及んだ。そのことは、『大学章句抄』に続けて以下のように記されていることから知られる。

サテ此大学・中庸ヲ命吾・孟子ニ加テ四書ト名ルコトハ、昔ハ無ツタソ。宋朝ノ程明道、礼記ノ中ノ大学・中庸ノ二篇ヲヌキ出シテ、命吾・孟子ニ加テ、是ヲ四書ト名ケタル也。

「四書」という新たな経書の枠組みを清原家が受け入れたことは、¹⁰ さらに続けて、宋儒による『礼記』大学篇の経文の再構成と新たな注釈を肯定的に評価していることから窺われる。

此簡編久ク壁中ニ埋マレテアレハ、アミ皮ハ朽ウセテ、ヤウヤウ竹筒斗残レルヲ、漢儒錯テ次第セラル也。……ソレヲ能見分テ次第ヲ置ナラシテ注シタルカ、今此大学ノ注也。

四書の枠組みの受容に関して注意すべきは、『礼記』から大学・中庸両篇を取り出して別行させることについて、朱熹とは別に清原頼業（1122-89）が独自に実施していたと説かれることである。たとえば、水戸光圀（1628-1701）編『大日本史』巻151「清原頼業伝」には、中庸表章に関して以下のように記されている。

嘗読礼記、表出中庸、拠本経為解、不取旧註。頼業与宋朱熹同時、熹註未伝、其所見適相暗合、人以為奇云。¹¹

⁸ 黒板勝美編『令集解』第1冊67頁（『新訂増補国史大系（普及版）』第23巻、吉川弘文館、1978年）。清家文庫所蔵舟橋師賢筆『大学章句抄』（請求番号：1-66/9/3）には以下のようにあり、記述も『令集解』と似通っている。

明経ノ儒者ハ、十三経ヲ以テ本トス。十三経トハ、毛詩・尚書・礼記・周易・左伝（謂之五経）、加公羊・穀梁（謂之七経）、加周礼・儀礼（謂之九経）、加論語・孝経（謂之十一経）、加莊子・老子（謂之十三経）也。

⁹ 原文は以下の通り。注2所掲の「学令」の規定がこれを襲用していることは容易に理解される。

凡礼記・春秋左氏伝為大経、詩・周礼・儀礼為中経、易・尚書・春秋公羊伝・穀梁伝為小経。通二経者、大経・小経各一、若中経二。通三経者、大経・中経・小経各一。通五経者、大経皆通、餘経各一、孝経・論語、皆兼通之。

¹⁰ 蓬左文庫所蔵清原宣賢『論語聴塵』（請求番号：101-27）巻4「泰伯篇」末尾の附記には、以下のように若干異なる枠組みが示されている。

四書：大学、中庸、論語、孟子。

九経：毛詩、尚書、礼記、周易、春秋左氏伝、公羊伝、周礼、儀礼、孝経。

ここに示されている九経の構成が何にもとづくか不明だが、四書という枠組みを受け入れた上で、旧来の五経系統の枠組みを構成し直したものと思われる。

¹¹ 徳川光圀修、徳川綱条校、徳川治保重校『大日本史』第6冊103頁（大日本雄弁会、1929年）。

ここに示されている見解に関しては、頼業が『礼記』中庸篇に対して「鄭注此篇、非唯尽一部之奥旨、又是諸経之要道耳」と評していることが論拠になっている。この記述は久寿二年（1155）に頼業が書いた本奥書に見え、この本奥書は、宣賢の訓点を書き込まれている慶長活字版『礼記』経注本（請求番号：1-64/5/3）の中庸篇末尾等に転記されている。

宣賢によると、頼業は中庸篇だけではなく、大学篇までも表章していた。そのことに関しては、以下のように説かれている。

淳熙十六年カ本朝後鳥羽院ノ文治五年ニ当ルソ。常忠ヨリ十二代前ノ頼業ト云カ此大学ヲ礼記ノ中ヨリ別ニ一卷ノ書ニヌキダ井テ置タソ。ソレガ文公ガ序ヲ書タ淳熙十六年ニ当タソ。（清原宣賢筆『大学抄』朱熹序講説末尾。請求番号：01-66/7/03）

朱熹が『大学章句』序を書いた淳熙十六年（1189）と同じ文治五年、大学の表章が清原頼業によってなされていたというのである。

頼業の大学・中庸表章説が相当の広がりを見せたことは、後光明天皇（在位1633-54）によって、「頼業、寵揚を得て礼記の中より大学・中庸を抽出し教奉るといふハ近きころの造言なり、一己の私にて世を欺クハ禁止すへし」（『承応遺事』¹²）と命じられていることから知られる。ただし、禁令にも関わらず、頼業表章説が根絶されなかったことは、幕末・明治の文人政治家であった谷鉄臣（1822-1905）がその著『大学篇提要』（家蔵本）の巻頭識語において、「漢儒曰、大学者、周孔伋・子思所作。我清原頼業嘗表章之、以教子弟」と説いていることから推測される。

頼業の中庸重視に対しては、現存する奥書が宣賢転記のものであることに鑑みると、疑義を呈する餘地があるが、宣賢の祖父業忠（1409-67）と交友があった中原康富（1417-55）の日記『康富記』享徳三年（1454）二月十八日条に、頼業の奥書に対する言及が見られるので、件の奥書が宣賢の偽作でないことは確認できる。¹³ただし、頼業が大学と中庸を『礼記』から独立させたことを示す資料は皆無なので、頼業表章説については、業忠や宣賢による創作だとするのが現在の一般的な見方であって、米山寅太郎氏によると、「新註学の漸く盛んに赴かんとする時に当つて、自家権威の擁護を目的として打出され」たものに他ならない。¹⁴

「自家権威の擁護」が必要になったのは、宋学の受容に関して、清原家が僧侶たちに後れを取ったことが影響していると推測される。博士家が学令に規定されている古注や自家の秘説にもとづく講義を続けている間に、禅僧たちは中国に渡って新しい学風に直接触れる機会を得ていたのである。たとえば、臨済宗の僧円爾（1202-80）は仏教書の他、『晦庵大学』『晦庵中庸或問』などの新注書も持ち帰っている。禅僧たちは儒学の素養のある知識人に宋学を理解させ、それを手がかりとして禅の世界に到達させる、という布教法を用いたので、国内における宋学の普及は禅僧によって先ずなされた。¹⁵四書という新たな枠組みにもとづく宋学が知識人の間で広がりを見せると、博士家の方でも無視することはできなくなり、講義の中で宋儒の説を利用し始めた。しかし、禅僧の後塵を拝する形で宋学を受容することに

¹² 近藤瓶城編『改定史籍集覧』第17冊「雑類」482頁（近藤活版所、1931年第4版）。

¹³ 『康富記』に云う、「又中庸註事、以本経為家説、不被執新註之由事、仁安比有大外記殿奥書、件年当淳熙己酉也、朱熹新註未渡時節也。自然相叶道理、奇特之至也」。増補史料大成本第4冊61頁（臨川書店、1975年）。頼業による中庸重視は、その保護者にして時の権力者であった藤原頼長（1120-56）が康治二年（1142）に『礼記』20巻を読んで、「檀弓上下・学記・中庸、重可見也、為殊勝之巻」と記しているように、中庸の価値を認めたことが影響しているかも知れない。『台記』巻3、康治二年九月十二日条。増補史料大成本第1冊97頁（臨川書店、1975年）。

¹⁴ 頼業表章説に関連する議論は、足利氏前掲書21-4頁、524-32頁；和島氏前掲書176-8頁；岡田正之『日本漢文学』239-41頁（吉川弘文館、1954年）；米山寅太郎「閲書餘録—頼業の学庸表章説について」（『書陵部紀要』第8号、宮内庁書陵部、1957年3月）などを参照。米山氏の発言は、同氏論文25頁に見える。

¹⁵ 西村時彦『日本宋学史』（梁江堂書店；杉本梁江堂、1909年）上篇、和島氏前掲書第2章「禅林の儒学」、芳賀幸四郎『中世禅林の学問および文学に関する研究』第1篇第2章（芳賀幸四郎歴史論集3。思文閣出版、1981年）ほか。足利氏前掲書25-9頁や芳賀氏書53頁に示されているように、東洋文庫には正治二年（1200）の奥書がある朱熹『中庸章句』2巻が蔵されており、『中庸章句』は淳熙十六年（1189）に成書すると、すぐに日本にもたらされている。

なったのは体裁が悪いので、自分たちが禅僧に先んじて大学と中庸の価値を認めていたと喧伝したのであろう。

結局、宣賢の頃の清原家では、儒家の經典に関して、旧来の易・書・詩・礼・春秋の五經の枠組みの発展形態である十一經の枠組みと、大学・中庸・論語・孟子の四書によって構成される枠組みの二つを兼ね備えていた。実際、清原家の経学関係書は「五經」と「四書」両方の枠組みに属する経書全般にわたって残っている。次節以下では、主として清原家が五經の枠組みの中で展開した経学の実態とその特徴について論じることとする。

三、経書に対する考究状況の偏差および古注・新注の利用状況

清原家の経学関係書は確かに大量に残されているが、その経書学の枠組みを構成する諸書に対して、一様に力を注いだのであろうか。試みに、清家文庫における室町時代（1336-1573）以前の五經関係書の著録状況を調べてみると、以下の通りである。¹⁶

易（点本5：抄物3）	礼記（点本4：抄物3）
書（点本6：抄物5）	左伝（点本6：抄物2）
詩（点本7：抄物4）	公羊（点本0：抄物0）
周礼（点本1：抄物0）	穀梁（点本1：抄物0）
儀礼（点本1：抄物0）	

この一覧から容易に理解されるのは、『周礼』、『儀礼』、『公羊伝』、『穀梁伝』に関しては他の諸經と比べると残っている関連資料の数が少ないことである。後述の通り、これらの四書については、残っている点本を見ても、重視されていたとは見なし難い。かように経書によって考究の力の注ぎ具合に偏差が生じているのは、中国の経学の動向が反映したものと考えられる。『旧唐書』卷185下、良吏伝下「楊瑒伝」には、科挙の明經科の試験を受ける士人が学習対象とした経書について、以下のように記されている。

（開元）十六年（728）……今之明經、習左伝者、十無二三。……又周礼・儀礼及公羊・穀梁、殆将廢絶。

ここに「殆将廢絶」と称されている四經は、清原家においてほとんど考究されていない経書であり、その軽視ぶりには、足利氏が次のように述べている通り、日本の律令制が唐の制度を模したことが大きく作用している。

清家にては、各經皆講授せるも、儀礼・周礼の二經と、公羊・穀梁の二伝とは、参考に止めて講授することなし、これは平安朝以来唐制によれる結果なり。¹⁷

かように、清原家の経学が中国の経学の影響を強く受けていることは、考究の対象としている経書の種類からも確認できるのである。日本の経学は、平安時代（794-1185）までは古注一尊の時代と言えるが、鎌倉時代（1185-1333）に入り、明經博士家でも宋儒による注釈も参考にして経書の講義を進めるようになると、その経学に変化が見られるようになった。

一つは、既に説いた通り、『礼記』の「大学」と「中庸」を『論語』『孟子』と並べて、「四書」という新たな経書の枠組みを構成する書物として位置づけたことである。緒方惟精氏の指摘によると、業忠が後花園天皇（在位1428-64）に「四書」の進講をしており、以後、四書が清原家の家学の一部を構成するようになった。具体的には、朱熹『大学章句』と『中庸章句』に対しても訓点を加えた家本が作成

¹⁶ 住吉朋彦氏によると、「清家には宣賢の義父宗賢の時、応仁の乱に際し、業忠が晩年に預け置いた『紀錄数十車』を消失している」。同氏「清家の講説と『四書童子訓』」239頁（池田利夫編『野鶴群芳—古代中世文学論集』、笠間書院、2002年）。応仁の乱による消失が清原家の経学書の伝存状況に大きく作用していることは否めない。

¹⁷ 足利氏前掲書489頁。

され、家の中で伝えられるようになったのである。¹⁸さらにはこれらの点本に加え、『大学抄』『中庸抄』という抄物までもが著された。ただ、ここで留意すべきは、「明経家四書」と称される清原家の四書が、朱熹『大学章句』と『中庸章句』、それに何晏集解本『論語』と趙岐注本『孟子』という古注・新注混淆の変則的な構成を取ることである。¹⁹四書の中、『論語』と『孟子』については、朱熹『集注』ではなく、「家説」の権威を持つ古注系統の本を「家本」として用い続けたのであり、このことは清原家の経学における大きな特色である。

もう一つは、具体的には次節以下で論じるが、諸経に対する注釈の利用状況の変化であり、『論語』を例にとると、朱子学の流入と普及を受けて、古注一尊だった清原家の『論語』解釈も変容を迫られ、新注の影響が講義の記録である『論語抄』に及んでおり、講説の三割程度に新注の説が用いられていることが明らかになっている。²⁰しかし、他の諸経においても新注が利用されるようになったことについては、足利氏や和島氏等が前掲の著書や論文の中で略述しているものの、本格的な実態解明にはほど遠い状況にある。当然ながら、全面的な解明にはさらに多くの時間がかかるが、以下において、これまで実施した初歩的な調査と考察をもとに清原家の五経学関係書における古注と新注の利用状況について論じることとする。

四、清原家の五経学の実態とその特徴

(1) 易

清家文庫に経注本『周易』（請求番号：1-62/シ/4）があり、これは林宗二（1498-1581）²¹が古活字版に宣賢の朱墨点を移点したものである。この本の中では、乾卦卦辞「乾、元亨利貞」に対して「乾八元ム、亨ル、利ス、貞ス」と訓じているが、王弼はこの句に対して注を加えていない。宣賢の訓は、孔疏に「子夏伝云、元、始也。亨、通也。利、和也。貞、正也」とあるのに従ったものに違いない。ちなみに該句に対する朱熹『本義』の解釈は、「元、大也。亨、通也。利、宜也。貞、正而固也」となっていて、「元」字に対する訓詁が異なっている。別の例を見ると、繫辞上伝「生生之謂易」の傍注に「生生、不絶之辞」とあるのは、孔疏に「生生之謂易者、生生、不絶之辞」とあるのにもとづいており、韓康伯注の「陰陽転易以成化生」は書き込まれていない。以上、示した通り、清原家の『周易』点本における訓釈は基本的に古注系の注釈に従っており、孔穎達『周易正義』を用いることが少なくないようである。清原家の経学と『正義』の関係については、第五節において論じる。なお点本には、至る所に陸徳明『經典釈文』の音注が転記されており、これは五経の他の点本にも共通する。²²

第2冊（巻4）の本奥書に、「永正六年（1509）六月三日、終書写之功、即加朱墨訖。給事中清原朝臣以証本校正了」とあるのを見ると、清原家内に「証本」が存在しており、宣賢より前に『周易』に関して家説が成立していたことがわかる。ただ、「証本」でもって校合したことは示されていないが、他の経書の奥書に見られるように「累家之本」や「累葉秘説」の類を用いて校勘したことを示す記述²³は見あたらず、また同書には宣賢以外の奥書が転記されていないことから、易に関しては家説の成立が早くなかったことが推察される。

抄物について見ると、清家文庫に残されている易関係の抄物は、『易学啓蒙抄』2冊（請求番号：1-6

¹⁸ 緒方惟精「明経家学の成立と鎌倉期に於ける清中二家」18-9頁（『千葉大学文理学部紀要（文化科学）』第2巻第1号、1956年2月）。

¹⁹ この点については、大江氏前掲書総説第5節などにおいて指摘されている。

²⁰ 水上前稿93頁。呉美寧氏の考察については、『日本論語訓詁史研究（下）抄物編』第2部・第2章～第7章（Japanese Technical Publishing Company、2006年）を参照。

²¹ 林宗二については、木田章義「解説」719頁以下、および木田氏所掲の先行研究を参照。

²² 清原家の点本に『經典釈文』が書き込まれていることの意義については、水上前稿第3節を参照。

²³ たとえば、足利氏前掲書附録「経籍奥書集」を開くと、「以累家之本終校合之功而已」（旧鈔卷子本『古文尚書』巻8奥書）を始めとして、由緒ある家本を用いた校勘が行なわれたことを示す記述が多数並んでいる。

2/I/3)と『易学啓蒙通积口義』1冊(請求番号:1-62/I/4)であって、それぞれ朱熹『易学啓蒙』とそれを「発明」した胡方平『易学啓蒙通积』²⁴を解説したものである。このことも易に関する家説の成立の遅さを物語る。ただし、古注系の抄物が全く無いか、と言えそうではなく、天理図書館に宣賢自筆の『周易秘抄』9巻9冊(請求番号:122・1-113)が蔵されており、これは阿部隆一氏によると、「王弼注孔穎達の正義に新注をも参照した詳細にして平易な文章体の国字解である」²⁵が、調査する機会を得ていないため詳細は不明である。

清原家の易学に関して留意すべきは、宣賢加点の胡方平『易学啓蒙通积』2冊(請求番号:1-62/I/5)が残されていることである。宣賢が古注系の点本のみならず、新注系の点本まで作成することは、他の五経に関しては見られないことであり、易学の受容に見られる特色の一つである。恐らく『易学啓蒙通积』を新たな「家本」としようとしていたのであろう。

(2) 書

清家文庫には、宣賢筆『古文尚書』経注2冊本(請求番号:1-63/シ/5)が蔵されている。上冊には巻7の洪範から微子之命に至るまでの5篇、下冊には巻10の君奭から立政に至るまでの4篇が収録されている。経文と注文には、古注にもとづく訓点を書き込まれており、『經典釈文』の音注も書き込まれている。この他、異本との文字の異同が示されることが少なくない。

訓読に関しては、孔安国注を基本とするが、注に訓詁が示されていない文字に対しては、孔疏に示されている訓詁を利用して解釈することもある。たとえば、多方の「崇乱有夏、因甲于内乱」句の「甲」字に対して、孔注は「甲於二乱之内」と解釈するだけで、「甲」字に対する訓詁は示していないが、孔疏には「夾声近甲、古人甲与夾通用。夾於二事之内而為乱行」とあり、「甲」字に対して「夾」の訓詁を下しているの、点本の中では「ハサマル」と訓じられている。「甲」字に対しては、左訓として「ナラフ」の訓も示されており、その訓の下に「王鄭説」とあるのは、王肅と鄭玄の説であることを示している。これらの解釈は、孔疏に「鄭・王皆以甲為狎。王云、狎習災異於内外為禍乱。鄭云、習為鳥獸之行、於内為淫乱、与孔異也」とあるのにもとづいている。『尚書』点本には、新注系の解釈は見あたらず、古注一尊と見なすことができる。

『尚書』に対する宣賢自筆の抄物『尚書聴塵』5冊(存巻3-13。請求番号:1-63/シ/4)が底本としていたのが古注系の版本であることは、二つの事実によって確かめられる。一つは、『尚書聴塵』は『尚書』の経と注を講説の対象としているが、その「注」が古注であること。もう一つは、『尚書聴塵』が「禹貢」の序「禹別九州、隨山濬川、任土作貢」や「甘誓」の序「啓与有扈戰于甘之野、作甘誓」等を講説の対象としていること。なぜなら、これらの序に対して、『尚書』の新注と目される蔡沈『書集伝』やそれにもとづく『尚書大全』²⁶は解説を加えていないからである。

『尚書聴塵』を見ると、抄物における講説は孔穎達『尚書正義』と蔡沈『書集伝』からの引用が多くを占め、ほとんど両書からの引用によって構成されていると言っても過言でない。『書集伝』については、「蔡」「蔡注」と標出することがほとんどだが、時には「近注」と簡称に従うこともある。²⁷古注と新注の引用状況について足利氏は、「宣賢の尚書抄によりて、新古二注取舍の態度を見るに、古注により新注を参考として講ぜる所五十餘条、古注をすて、新注に従ひたる所六十餘条あり、此外は皆全く古

²⁴ 『四庫提要』経部一「易学啓蒙通积」に「此書即發明朱子易学啓蒙之旨」とある。

²⁵ 阿部隆一「天理図書館蔵室町時代邦人撰述漢籍注釈書類について」275頁(『阿部隆一著作集』第2巻、汲古書院、1985年)。

²⁶ 『尚書大全』は蔡沈『書集伝』にもとづいているが、その記述内容が直接的には董鼎『書蔡氏伝輯録纂註』と陳櫟『書蔡氏伝纂疏』を襲っていることは、陳恒嵩「《書伝大全》取材来源探究」(林慶彰・蔣秋華主編『明代経学国際研討会論文集』、中央研究院中国文哲研究所籌備処、1996年)の中で論じられている。

²⁷ たとえば、『尚書聴塵』禹貢「九江孔殷」句に対する講説に「近注二、殷ハ正也。九江ノ水道、甚得其正也」とあるのは、蔡沈『書集伝』にもとづいている。

注によれり」と説明している。²⁸ この数字の具体的な内容については再検討の必要があると考えられるが、いずれにせよ、新注系の解釈の引用が多いことは確かである。

なお、新注系の解釈について補足すると、洪武二十七年（1394）成書の劉三吾等撰『書伝会選』も利用されていると考えられることは、禹貢「禹敷土、隨山刊木、奠高山大川」句下の講説において「星土之法、周礼保章氏」云々の記述が引かれており、甘誓「大戦于甘乃召六卿」句下の講説において「周礼夏官司馬云、凡制軍」云々の記述が引かれていることから推測される。これらの記述は『書集伝』や『尚書大全』には引かれておらず、『書伝会選』巻2のみに見えるからである。

古・新注の引用にとどまらない独自の解説は少ないが、甘誓「左不攻于左、汝不恭命」句に対する講説の中で、『書集伝』や『書伝会選』、『尚書大全』などには引かれていない『左伝』成公二年「張侯曰、自始合、而矢貫余手及肘、余折以御、左輪朱殷、豈敢言病」の一節を引いており、さらにその左側に小字にて「朱ハ血色、血色久トキハ、則殷タリ。今人謂赤黒為殷色」という説明を書き込んでいるのは、独自性を発揮している数少ない例である。『左伝』の引用が詳細であることは、或いは後述の通り清原家が『左伝』を「家業」としていたことと関係しているかも知れない。

(3) 詩

詩經に関わる清原家の經学書は、点本も抄物も残っている。まず点本について見ると、『毛詩』（請求番号：1-61/㊦/1）は単經本であり、本文第一葉の「毛詩国風」の下に「鄭氏箋」と記されているが、附訓は毛伝が基本であり、毛伝と鄭箋の訓が異なる場合には、鄭箋の訓も書き込まれている。たとえば、鄘風「牆有茨」の「中菁之言、不可読也」句の「読」字に対して、正訓として「ヌク」、左訓として「イダス」を与えているのは、毛伝に「読、抽也」とあり、鄭箋に「抽猶出也」とあるのに従ったものである。

時には、点本に紀伝道の大江家の訓も書き込まれることがある。周南「閔睢」の「參差荇菜、左右芼之」句の「芼」字に対して、「エラブ」の訓を与えているのは、毛伝に「芼、扱也」、鄭箋に「后妃既得荇菜、必有助而扱之者」とあるのに従ったもの。ただ、「芼」字に対しては、「ヌク」の訓も与えられており、その下に朱で「江」の一字が記されているのは、大江家の訓であることを示している。その訓は、正義の「釈言云、芼、擻也。……某氏曰、擻猶扱也」にもとづくと考えられるが、このように大江家の訓が示されることは多くなく、基本的に毛伝と鄭箋に由来する訓が書き込まれている。点本に対する新注の影響について調べてみると、朱熹『詩集伝』などの宋儒の訓は、管見の限り書き込まれていないようである。しかし、古活字版經注本『毛詩』（存巻3-20。請求番号：清家文庫/187）には、一箇所だけだが、小雅「車輦」詩の「高山仰止、景行行止」句の「景行」の二字に対して、「朱伝、大道也」と『詩集伝』にもとづく書き入れがなされている。このような例外はあるものの、点本を見る限り、清原家の詩經学は古注一尊と言える。

次に抄物について調べてみよう。清家文庫には、宣賢・業賢筆『詩經抄』20巻11冊（請求番号：1-63/シ/6）が蔵されている。該書の概要については、足利衍述氏の解説が参考になる。

毛詩抄を見るに、伝箋本により、主として正義によりて講じ、新註を參酌せり、即ち古註を主として新註を折衷したるものなり。其新註取舍の態度を見るに、新古二註を併講して賛否を決せざるもの九餘、古註により新註を参考としてあげたる所五十七餘、新註を駁せるもの五餘、新註に従ひて古註に従はざるもの十七餘、新古を折衷せるもの十四餘あり。²⁹

ここに示されている数字については検証を必要とするが、『詩經抄』が古注系の版本を底本としており、講説に古注・新注の両方が利用されていて、それぞれの長短が指摘されていることは、容易に看取される。足利氏によると、新注の書としては、朱子『詩集伝』、呂祖謙『呂氏家塾讀詩記』、嚴粲『詩緝』、

²⁸ 足利氏前掲書494頁。

²⁹ 足利氏前掲書499頁。

劉瑾『詩集伝通釈』、永樂帝勅撰『詩經大全』の諸書が引用されており、その他、歐陽脩、程頤、邵雍、蘇轍、黄樞、范処義、曾鞏、呂大臨、許謙等の説が引かれることもある。歐陽脩以下の諸人の説は、足利氏が推測しているように、『大全』からの転引だと考えられる。³⁰

(4) 礼

礼学関係の書物については、点本しか残っていない『周礼』と『儀礼』についてまず説明しておこう。『周礼』15冊は単疏本の抄本（請求番号：1-64/シ/2）であり、欠巻を含み奥書もないが、重要文化財に指定されている。第3冊の中、「天官・内司服」の疏文の一部に対して、朱にて簡単な書き入れがなされている他は、書き入れの類が皆無に近く、ほとんど学習された形跡がない。『儀礼』の点本は古注系のものではなく、宋・楊復『儀礼図』の抄本（請求番号：1-64/キ/2）が残っているばかりである。このことは、清原家の中では古注にもとづく『儀礼』の研究がほとんど行われなかったことを意味する。

この二経とは異なり、『礼記』については点本が残っている。清家文庫本『礼記』10冊（請求番号：1-64/ヲ/3）は慶長古活字版の経注本だが欠巻がなく、全面にわたって宣賢による書き入れが転記されている。巻1の奥書に「右本虫損已及大破之間、以唐本新写之、以家本加点之、累葉秘説無脱漏、後來指南在掌中」とあることから、宣賢より前に「累葉の秘説」が記された「家本」が成立していたことが理解される。さらに第10冊末尾を見ると、「嘉応元年初冬望日、授家説於近業真人了。此書去保延三年所受先人訓説也。但不審之所々、以或書并正義頗加微点也」という頼業の本奥書があるから、平安時代の末までには家説が成立していたと判断される。

経注に対する解釈を見ると、曲礼上「主人客讓登、主人先登、客從之、拾級聚足、連歩以上」の「拾」字に対して「ワタル」の訓を附しているのは、鄭注の「拾当為涉、声之誤也」という誤字の指摘に従ったものであり、それ以外にも鄭玄による誤字の指摘に対しては基本的にその説に従った訓を附していて、点本における訓が古注に従ったものであることがわかる。³¹『經典釈文』の音注は、やはり夥しく書き込まれている。

点本を調べてみると、『礼記』に関しても、朱子学の普及に伴って附訓の状況が変化していることが看取される。前掲の慶長古活字版『礼記』第10冊巻19「大学」篇を見ると、鄭注にもとづく訓点と『經典釈文』の音注が書き入れられている。その奥書に「以唐本書写之、以累代秘本加朱墨点了。永正十六年（1519）十一月廿七日」とあるように、他の諸篇と同様、大学篇の訓点も家の中で長らく伝えられたものを基本的に踏襲している。つまり、明経家四書が成立した後も、清原家の中では古注の点本も受け継がれていたのである。その一方で、宣賢は『大学章句』と『中庸章句』の点本（請求番号：1-66/ヲ/6；1-66/チ/4）も作成している。『礼記』の点本の伝達状況に、宣賢当時における清原家の古注護持と新注撰取という両様の態度が鮮明に表出している。

『礼記』の点本における大学と中庸の扱いについては、興味深い事実が認められる。古活字版経注本『礼記』（存巻3-20。請求番号：清家文庫/90）は、巻9「玉藻篇」最後尾の上眉に「同年十一月十六日、玉藻篇悉奉授」という貼り紙がなされており、同様の貼り紙が所々に認められるから、進講に用いた家本の類と推測される。この本には全面にわたって訓点や『釈文』の音注などの詳細な書き入れがなされているが、巻16「中庸第三十一」と巻19「大学四十二」だけは全く書き入れが認められない。清原家において四書の『大学』と『中庸』の講義が始まると、この二篇は『礼記』の講義の対象からはずされるようになったのであり、古注護持の態度を維持するのは容易でなかったことがわかる。

『礼記』の抄物は全編を対象にしたものは残っておらず、清家文庫において『大学』『中庸』の抄物

³⁰ 足利氏前掲書499頁。

³¹ ただし、『礼記』の新注と目される陳澧『礼記集説』は鄭玄の説を援用することが少なくないので、清原家の点本の訓が古注と同じだからという理由で、簡単に古注に従っているとは結論できず、『礼記』点本の訓の由来について確定するには詳細な調査を必要とする。

以外に現存するのは、『曲礼抄 上・下』（請求番号：1-64/ㄱ/2；1-64/ㄱ/1）と『月令抄 上・下』（請求番号：1-64/ㄱ/1；1-64/ㄱ/2）だけであり、他の収蔵機関にもこの二篇以外の抄物は確認できない。『曲礼抄』と『月令抄』は、経文を一句ずつ区切って講説を進めて行く、という他の抄物と同様のスタイルを取っており、時折、注に対しても解説が加えられている。ここに云う「注」とは、鄭注であり、南宋・衛湜『礼記集説』や元・陳澧『礼記集説』、あるいは『礼記大全』に引かれる新注系の注釈ではない。講説の内容は、全面的に孔穎達『礼記正義』に依拠していると言っても過言でなく、長文を引用して訓点を附するだけにとどめることも多い。

足利衍述氏は、「二抄（＝『曲礼抄』『月令抄』）の講義は、古注を主とし、陳澧の集説を以て折衷したるもの」と断じ、陳澧『礼記集説』を利用している事例として、『曲礼抄』に「思無邪ノ一言ヲ、詩全体トスル如ク、母不敬ノ一句ヲ礼ノ全体トスル也」とあるのを挙げる。³² 確かに陳澧『礼記集説』を引用していると見られる箇所もあるにはあるが、³³ 管見によると、全体的には『礼記正義』を利用している箇所が多く、「折衷」というよりもむしろ古注に即して講義を進め、時折、新注を参照している、というのが実相に近い。なお、陳澧『礼記集説』は、延徳二年（1490）に建仁寺の僧一牛が足利学校に寄進したものが伝存しており、³⁴ 宣賢の頃までに国内に入っていたことは確かである。

(5) 春秋

春秋に関しては、既述の通り、点本と抄物の両方が残っているのは『左伝』に関係するものだけである。次に引く宣賢の発言によると、清原家にとって『左伝』は特別な意味を持っていたと推察される。

中家之輩ハ以礼記殊為家業、仍任大博士之時、称礼博士者也。大博士トハ、明経博士也、号大儒、是也。清家ハ以左伝為家業、仍任大博士之時、称伝博士也。（宣賢『論語聴塵』巻3末尾識語）

明経博士家の二家はそれぞれ「家業」とする経を持っており、中原家は『礼記』を家業とするため「礼博士」と称され、清原家は『左伝』を家業とするため「伝博士」と称された。³⁵ 上の記述を受けて、「清原氏が三伝すなわち『春秋左氏伝』『穀梁伝』『公羊伝』を、専門的に研究したことを指す」という見解を提示する論者もいるが、³⁶ 上の文では「以左伝為家業」と述べており、他の二伝に対する言及はない。実際、現存する清原家の春秋学関係の点本と抄物で『公羊伝』『穀梁伝』に関連するものは、清家文庫に『穀梁伝』単経本の抄本（請求番号：1-65/ㄱ/3）が1種確認できるだけである。この本に対する書き入れは、朱によって控えめに書き込まれている返り点や添え仮名が隠公元年の途中で終わっており、その後は、『經典積文』の音注が数箇所、異本との文字の異同を示す墨の書き入れが1箇所あるだけである。奥書の類も無いから、『公羊伝』と『穀梁伝』については、専門的に研究されていたとは考え難い。

すると、春秋に関して清原家が専門的に研究したと言えそうなのは『左伝』であるが、清原家と『左伝』との関係は如何なるものだったのであろうか。「本邦現存漢籍古写本類所在略目録」によると、点本については、頼業と教隆、それに宣賢の加点本が残っている。もし清原家が『左伝』を家業としていたならば、当然、早い時期に家説が成立し、それが途切れることなく家の中で伝承されるに相違ない。以下、かような前提に立って、考察を進めることにしよう。

まず東洋文庫所蔵『春秋経伝集解』（請求番号：1-B-5）を調べてみると、この本は巻10のみの断巻だが、清原頼業による訓点に加えられているから、『左伝』に対する清原家の加点は鎌倉時代に入る前に

³² 足利氏前掲書501頁。

³³ 宣賢筆『礼記抄』（＝『曲礼抄 上』）（請求番号：1-64/ㄱ/2）の第一句に対する講説に「程子曰、心定者其言安以舒、不定者其辭輕以疾」、「劉氏曰、篇首三句」云々とあるのは、『礼記集説』もしくは『礼記大全』からの転引である。

³⁴ 川瀬一馬『足利学校の研究』204-5頁（大日本雄辯会講談社、1948年）。

³⁵ 緒方惟精氏の指摘によると、「『左伝』と『礼記』とは唐制に倣って『延喜式』で大経に定められて居るから、清中二家は此の大経の一をとつて各々家業の専門を定めたものであろう」。同氏前掲論文14頁。

³⁶ 久木幸男『日本古代学制の研究』302頁（玉川大学出版部、1990年）。

始まっていたことが知られる。次に宮内庁書陵部蔵旧金沢文庫本旧鈔卷子本『春秋経伝集解』30巻は、清原教隆の加点本とされるが、保延六年（1140）の頼業の奥書を始めとして、建暦二年（1212）の仲隆の奥書、文永二年（1265）の直隆の奥書、嘉元三年（1305）の宗尚の奥書、元応元年（1319）の良業の奥書などが見える。³⁷以上の事実を見る限り、頼業以降、『左伝』が「家業」として脈々と受け継がれているようにも思われる。

しかし、宣賢の『左伝』点本を調べてみると、簡単にそのように断定できないことがわかる。宣賢筆『春秋経伝集解』（存巻11-30。請求番号：1-65/シ/7）は、巻11から巻30までの20冊が残っている。この本は変則的な形態を有しており、点本と抄物が一葉ずつ交互に合綴されている。点本の部分には、訓点と『釈文』の音注などが書き込まれている。第1冊の奥書には「永正十二年（1515）二月廿二日、於灯下以唐本書写之、即以宝寿院殿常宗御自点本終朱墨了」と記されており、宣賢の五世祖である良賢（?-1432。常宗はその法号）の加点本から移点したことが示されている。宣賢は、頼業から良業まで伝わっている由緒ある訓点を移点していないのである。このことから、14世紀の時点では『左伝』が清原家の「家業」になっていなかったか、或いは「家業」と称するだけの水準に達していなかったか、もしくは清原家の中で春秋学の伝達が途絶した時期があったことが推測される。

『左伝』に対する清原家の研究状況やそれに対する評価を知る資料の一つとして、花園天皇の日記（1297-1348。在位：1308-18）『花園天皇宸記』³⁸が挙げられる。同書元享三年（1323）五月廿三日条³⁹ほかによると、花園天皇は上皇となった後、中原師夏から『礼記』の講義を受けている。このことは、中原家が遅くともこの時点で「礼博士」としての実質を備えていたことを意味する。しかし『左伝』については、元弘二年（1332）四月十六日条に、「左伝自去年読之、今日終功。余此書未終一部之功、欲受説而無其仁之間、先読之」と記されているように、教授者として相応しい人（其仁）が居ないため、花園天皇は独学で学んでいる。九年前に『礼記』を学ぶ際には、「礼博士」と称される中原家の師夏を侍講として講義を受けているのに、『左伝』の場合には「伝博士」と称される清原家に属する者から学ぶことをしていないのである。花園天皇の時に侍読として仕えているのは清原良枝（1253-1331）であるが、『花園院宸記』元弘二年五月九日条によると、良枝ではなく「行親朝臣」⁴⁰を講師として『左伝』を学んでいる。すると、良枝の時点では、清原家は「伝博士」と称されるだけの研鑽を積んでいなかったと考えられる。

清原家がいつ頃から「伝博士」と見なされるようになったかについて考察する手掛かりとなるのが、宣賢抄『左伝抄』12冊（請求番号：1-65/サ/1）であり、第11冊巻頭に転記されている中原康富の本奥書に以下のようにある。

常宗御講応永廿四 六 二十七、三十巻終了。去年正月ノ末ヨリ始云々、今度マテ左伝ヲ八度被講云々。

良賢は応永二十四年（1417）六月二十七日に『左伝』全30巻の進講を終えており、その前年の正月から『左伝』を八回にわたって講義している。すると、清原家が「伝博士」たるに相応しい講学を行なうようになったのは、良賢もしくはそれより少し前の頃ということになる。

しからは、「伝博士」たる清原家の春秋学は、どのようなものだったのであろうか？前掲宣賢筆『春秋経伝集解』の抄物の部分などを手掛かりにその点を考察してみよう。抄物の部分は、経文と注文の数

³⁷ 足利氏「経籍奥書集」9-20頁による。

³⁸ 増補史料大成刊行会編『花園天皇宸記』（臨川書店、1965年初版）。

³⁹ 第2冊27頁。

⁴⁰ 「行親朝臣」は、『花園天皇宸記』元弘二年（1332）正月五日条に見える「従四位下……紀行親」（第2冊185頁）と同一人で文章博士紀行親（?~1345）のこと。行親は光明天皇（北朝。在位1321~80）に『尚書』と『大学』を進講しており、北朝の大学頭になった後、賊に負傷させられて死亡している。東京大学史料編纂所編『大日本史料』第6編之7、340頁；376-7頁、北朝康永元年（1342）九月二十一日条；同十月二十三日条、第6編之8、831-2頁、北朝貞和元年（1345）二月七日条（東京大学出版会、1970年覆刻本）。

文字を標出して、その下に「正曰」や「句云」から始まる文章を原文のまま転記するのにとどまるのが大半であり、仮名書きの部分はほとんど無い。「正」は孔穎達『春秋左伝正義』、「句」は宋・林堯叟『左伝句読直解』（『春秋左伝句解』）を指すから、宣賢の時点における清原家の春秋学は、この両書の折衷によって構成されていたと判断される。

宣賢筆『左伝聴塵』全12冊（請求番号：1-65/㉗/1）は、第11冊奥書「宝寿院（常宗。予六代祖）・後宝院（常忠。予祖父）等御聞書、并予侍講席終全部之聞書、且正義・直解以下引合之抄也」によると、良賢や業忠による『左伝』講義の聞書であり、その講義が孔・林二家の書を基本に据えていることがわかる。簡単な調査を施した限りでは、孔穎達『春秋左伝正義』と林堯叟『左伝句読直解』の二書の文章を読み下しにした程度の解説しかなされておらず、独自の説が開陳されることはないようである。なお、宣賢の奥書からも、清原家における『左伝』講義が「常宗」、すなわち良賢の頃から本格的に実施されるようになったことが理解される。

『春秋』に関する新注書は、胡安国『春秋伝』やそれにもとづく『春秋大全』であるが、清原家の春秋学に及ぼした影響は皆無に近い。紹興十年（1140）成立の『胡伝』は円爾が仁治二年（1241）に帰朝した時に将来しており、円爾の蔵書をもとに作成した目録とされる『普門蔵書明德目録』に、『胡文定春秋解』と題する四冊本が著録されている。⁴¹ 清家文庫所蔵の『史記抄』（請求番号：5-42/㉗/1）は、桃源瑞仙（1430-89）がその師牧中梵祐による『史記』講義を聞書したものを業賢・宣賢等が筆写したものであるが、その中には確かに『胡伝』が引かれている。たとえば、周本紀における桓王の治世に関する記事を説明する中で、『胡伝』桓公元年「鄭伯以璧假許田」句下の伝文「許田所以易昉也」以下二百字餘りを引用している。しかしながら、清原家の春秋学関係書の中で新注書が引かれることは無いようである。なお、宣賢より少し遅れる足利学校第九代の座主・閑室元佑（1548-1612）がその『春秋経伝抄』の中で、『胡伝』を取り込んでいる『春秋大全』を頻繁に引用しており、日本の春秋学に対する新注書の影響が全く確認できないわけではない。⁴²

五、清原家の五経学の概要と『正義』への依存

前節における考察を通して浮かび上がってきた清原家の五経学の概要は、以下の通りである。全体的な傾向としては、点本の訓点においては『正義』を含む古注が解釈の基本となっており、新注の影響はほとんど見られない。しかし、易に関しては、宣賢が宋儒の胡方平『易学啓蒙通釈』に加点しており、古注系とは別の家本を作成しようとしていた。また『礼記』に関しては、大学篇と中庸篇を「四書」の枠組みを構成する経書として別行させており、宣賢が朱熹の『章句』に訓点を加えた点本が残っている。その一方で、『礼記』の古注本における大学篇と中庸篇に対して、宣賢が古注にもとづく訓点を附していることは特筆すべきであり、古注の護持と新注の受容の狭間で揺れ動いていたことが窺われる。

抄物に関しては、おおむね『正義』が解釈の基本となっているが、新注の解釈が採用されることも少なくなく、経書ごとに利用状況の違いが認められる。『周易』は朱熹『易学啓蒙』の抄物が作成されていることが示すように、新注の取り入れが最も多い。それに次ぐのが『尚書』と『毛詩』であり、新注の採用率はかなり高い。『礼記』は曲礼と月令両篇の抄物しか残されておらず、経義の講釈はほとんど行なわれなかったようであるが、大半の記述が『正義』にもとづいており、新注の書が用いられることは少ない。『左伝』の抄物は、ほぼ全面的に孔穎達『春秋左伝正義』と林堯叟『左伝句読直解』の二書に依拠しており、通常、『春秋』に関する新注の書と目される『胡伝』は利用されていない。

清原家の経学関係書の点本と抄物を見ると、程度の差はあれ、いずれも『正義』への依存度の高いこ

⁴¹ 『昭和法宝総目録』第3巻970頁（大正新脩大蔵経別巻、大蔵出版株式会社、1934年）。

⁴² 国立国会図書館所蔵マイクロ資料「足利学校遺蹟図書館所蔵貴重書集成」所収本（請求番号：YD1-373）の紙焼資料をもとに調査した。

とが確認できた。管見によると、それは、清原家が明経博士として大学寮や宮中において經書の講義を担当したことが影響していると考えられる。諸經の抄物から看取される講義の内容は、經文と注文に対する逐条的な解説であり、受講生は經書の古注本を手元に置いて、一字一句の意味に関する解説を受けたのである。教師は古注に即して經文の講説を進めるが、漢魏の古注では字義や句義を示していない箇所が多いので、⁴³ 講義に際してはより詳しい注釈書が求められた。諸經の『正義』はこの意味で恰好の「種本」となり得るものであった。つまり、日本の中世において經書に対する知識に関して要求された水準はその程度だったのであり、教師は『正義』の内容を受け売りにするだけで受講生の必要を充たすことができたのであろう。

清原家において『正義』のような詳細な講解書が必要とされたことは、宮内庁書陵部蔵旧金沢文庫本旧鈔卷子本『春秋經伝集解』30巻の奥書から知ることができる。

此經、篇卷多、正義少、經文義例、雖舉大意、於平常之文者、孔祭酒所釈説、十之二三而已。故先進・古賢訓詁頗疎、家々之秘本、非無疑殆。⁴⁴

この奥書は、頼業前後に書かれたものと推測されるが、『左伝』の文章の多さに比して、それを解説する基本資料となるべき『正義』の文章が少なく、それ故、清原家の中で伝えられる訓点に間違いがあり、家の「秘本」にも疑義が存することが指摘されている。林堯叟『左伝句読直解』は、『四庫提要』經部二十八において「堯叟之書、徒以箋釈文句為事」と、どちらかという否定的な評価を受けているが、詳しい解説書が必要な清原家にとっては歓迎すべき書物だったのである。⁴⁵ 恐らく、林堯叟『左伝句読直解』が清原家に入ったのは良賢の頃であり、この書をもとに学習を積むことで、清原家の春秋学が『左伝』の進講ができるだけの水準に到達したのであろう。花園天皇に対する『左伝』の講義が清原家以外の者によってなされたことは、林堯叟の書を手に入っていないことがその大きな理由だったとは考えられないだろうか。ただし、『左伝句読直解』の巻頭に掲げられている「春秋正經全文左氏伝括例始末句解綱目」には、「爲初学設也」とか「庶便初学之觀覽」といった記述が見え、⁴⁶ 初学者向けに編輯された春秋学入門書であることが明示されている。『左伝句読直解』自体、決して高度な注解書とは言えないにも関わらず、この書物が歓迎されたことは、中世の春秋学が低い水準にとどまっていたことを如実に示している。

六、結論

概括的に言うと、日本の經学は、漢唐の經学の影響下にあった平安時代までを「古注一尊時代」、朱子学が流入し、時を追ってその影響が強くなって行った鎌倉時代から戦国時代までを「古注・新注並立時代」、朱子学が幕府の保護を受けて発展した江戸時代を「新注中心時代」と称することができる。日本の經学は、江戸初期までは中国の經学動向の変化を後追いついて展開したと言っても大過ない。明経博士家の清原家の主要な活動時期は平安時代から戦国時代までであり、その經学には国内外の学問動向が反映している。

清原家の中で最も影響力のあった学者の一人である清原宣賢が講学したのは、室町・戦国時代であり、經書解釈上の主役の座が古注から新注へ交替しようとする時期に当たっていた。それゆえ宣賢の經学は、

⁴³ たとえば、皮錫瑞は『三礼通論』第5条「論鄭注三礼有功於聖經甚大注極簡妙並不失之於繁」において、具体的な字数を上げて、『礼記』に対する鄭玄注の字数が經文より少ない場合があることを指摘している。

⁴⁴ 足利氏前掲書附録「經籍奥書集」20頁からの転引。

⁴⁵ 『左伝句読直解』には、70巻本、55巻本、51巻本、50巻本などがあるが、清原家がいずれの版本を用いたかは不明。日本では江戸に入ってから、70巻本の『音註全文春秋括例始末左伝句読直解』が幾度も刊刻されている。『四庫全書』に入っているのは、明の王道焜と趙如源もしくは別人が杜預の注と林堯叟の注を節録して編輯した『左伝杜林合注』40巻であり、中国では単行して用いられることが少なかったようである。

⁴⁶ 『統修四庫全書』第118冊419頁（上海古籍出版社、1995年）。「春秋正經全文左氏伝括例始末句解綱目」の記述については、北海道大学大学院文学研究科専門研究員松本武晃氏から教示を受けた。

旧来の五経によって構成される枠組みと新たな四書によって構成される枠組みの二つを兼ね備えていた。宣賢がその二つの枠組みの中で経学に従事したことは、五経と四書に属する経書の大半に関して、点本と抄物を作成していることから窺われる。

宣賢の点本と抄物に共通して看取されるのは古注重視の立場であり、とりわけ点本は、家説の正統性を維持するため、古来から伝わる訓点をそのまま移点することを優先しているから、新注の影響はほとんど見られない。つまり、点本から窺われるのは古注護持の立場である。ただし、新注書の点本が作成されている易は例外に属する。抄物は『正義』を基本に据えて講釈しているが、新注系の解釈を利用することも少なくない。ただし、新注の採用状況は経書によって違いが見られる。古注・新注の利用状況の変化は、中世経学研究上の主要なテーマの一つとなっているが、清原家の経学関係書、とりわけ抄物に対する新注の影響が経書によって違うことはほとんど注意されておらず、五経の枠組みを構成する個別の経書に対する新注の影響に関して、今後、詳細な分析がなされるべきであろう。

新注書が経学の営みに及ぼした影響が中国と日本で異なることは、留意を要する。『四書大全』『五経大全』が明代の経学に及ぼした影響は圧倒的であり、顧炎武は『日知録』の中で、「自八股行而古学棄、大全出而経説亡」（巻18「書伝会選」）と述べ、『大全』の出現によって古来の経説が失われてしまったと指摘している。対して日本では、抄物の中で『大全』やそれに類する書物が利用されるようになるが（宣賢の生きた時期は明の成化年間から嘉靖年間に相当する）、その結果、「古学」やそれにもとづく「経説」が顧みられなくなるようなことはなかった。両者の相異は、科举制の有無が作用した面もある。

清原家において『正義』が重視されるのは、明経博士家として経書を逐条的に講釈していたことが大きく関係している。抄物の中で独自の講釈が時折展開されている『論語』は若干異なる所があるが、⁴⁷ 総体的に言って、清原家の経学は「義疏の学」と性格づけるのが適当であり、そこには江戸期の経学に見受けられる思想的活力は看取されない。ただし、江戸時代の儒学が中世と断絶しているとは考えられず、たとえば、江戸初期の朱子学の発展に大きく寄与した藤原惺窩（1561-1619）やその弟子の林羅山（1583-1657）が青年期に清原家の経学を学んでおり、その著作に清原家の学問の影響が看取されることは、既に指摘されている。⁴⁸ 和島芳男氏は、江戸儒学に対する影響という観点から清原家の学問を研究する必要性を提起したが、⁴⁹ その提言を受けた研究はほとんどなされていない。

清原家の経学の後代への影響に関して注目されるのは、抄本で伝えられたその経説が江戸前後に至ると刊本で流通するようになることであり、その出版状況に対する調査は既に実施されているが十分ではなく、⁵⁰ また、それらの刊本がどのように受容されたかに対する考察は全く行なわれていない。点本と抄物が持つ文献上の価値を含め、清原家の経学については本稿では論じ切れなかった問題が多々ある。未解明の諸点については、今後も少しずつ研究を積み重ねて行きたい。

⁴⁷ 清原家の論語学に見られる独自性については、水上前稿第5節「抄物に見られる独自の解釈」を参照。

⁴⁸ たとえば、今中寛司『近世日本政治思想の成立：惺窩学と羅山学』22頁・70頁（創文社、1972年）、村上雅孝『近世初期漢字文化の世界』第3章第5節「道春点の形成過程とその成立について」（明治書院、1998年）など。

⁴⁹ 和島氏は前掲書275-6頁において以下のように説いている。

林家学を代表とする近世儒学の源流は、禅林儒学や惺窩学よりも、むしろ清家学にこそ探究さるべきであろう。したがって清家学をこの観点から再検討し、その中に近世の教学として発展すべき契機がどのように内在したかを追求することが今後の中世儒学史の重要な研究課題であると信ずる。

⁵⁰ たとえば『大学抄』と『中庸抄』の刊本については、阿部隆一「本邦中世に於ける大学中庸の講誦伝流について—学庸の古鈔本並に邦人撰述注釈書より見たる—」の中でも言及されているが、その中で取り上げられていない本もある。たとえば、筑波大学には寛永九年（1632）刊宣賢『中庸抄』新刻本（請求番号：D868-2）が蔵されている。また、宮城県図書館所蔵刊本『大学抄』（請求番号：小123-59）は、清原家『大学抄』にもとづくが、附されている龍頭注を見ると宋学系末疏類の関連記述が大量に掲げられている。いずれも阿部氏の論文では言及されていない。

〔附記〕本稿は、2008年11月23-24日、北京大学博雅国際会議センターにて開催された「中国經典文献詮釈芸術シンポジウム」において口頭発表した中国語論文「清原宣賢的經学—古闡釈的護持与新聞釈的接受」をもとに作成した。本稿の中で引用した資料を調査・閲覧、複写依頼した際に、便宜を提供して下さいました各機関・各位に対して深甚なる謝意を表す。本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）「日本中世期の經書学に関する基礎的研究」（課題番号：19320008）による研究成果の一部である。